

現場代理人の雇用関係の取扱いについて

現場代理人の雇用関係については、請負者と入札（見積）時に、恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）を有することを要件としていましたが、現場代理人の適正な設置を図るため、現場代理人に係る取扱いを下記のとおりとし、平成25年8月15日以降に契約する案件から適用します。

記

現場代理人の雇用関係の要件

現場代理人については、少なくとも開札日の前日以前から請負者と直接的な雇用関係があることを要件とします。

契約時に提出する「現場代理人、主任（監理）技術者届等について（通知）」に現場代理人との直接的な雇用関係を証明する資料（健康保険証のコピー等）を添付することにより確認を行います。

また、やむをえない事情により現場代理人を変更する場合は、新しく設置する現場代理人は、請負者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があることを要件とし、変更通知書の提出に当たっては、当該雇用関係を証明する資料の添付により確認を行います。